

二 学校教育法に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の幼児、児童又は生徒を教育上の目的のために引率する教職員が観覧をする場合 当該観覧に係る観覧料の全額

三 児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）に入所又は通所している少年（同法第四条第三号に規定する少年をいう。以下同じ。）が教育上の目的のために児童福祉施設の職員に引率されて観覧をする場合 当該観覧に係る観覧料の全額

四 児童福祉施設に入所又は通所している幼児（同法第四条第二号に規定する幼児をいう。）又は少年を教育上の目的のために引率する児童福祉施設の職員が観覧をする場合 当該観覧に係る観覧料の全額

五 学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程若しくは特別支援学校の高等部の生徒又はこれに準ずる者が土曜日に観覧をする場合 当該観覧に係る観覧料の全額

六 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者が観覧をする場合 当該観覧に係る観覧料の全額

七 療育手帳制度要綱（昭和四十八年九月二十七日厚生省発児第五十六号）に規定する療育手帳（以下単に「療育手帳」という。）の交付を受けている者が観覧をする場合 当該観覧に係る観覧料の全額

八 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が観覧をする場合 当該観覧に係る観覧料の全額

九 福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成八年福岡県規則第五十五号）第九条第五号に規定する身体障害者、療育手帳の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）第六条第三項に規定する一級若しくは二級の精神障害者（以下「障害者」と総称する。）の介護人が当該障害者とともに観覧をする場合 当該観覧に係る観覧料の全額

十 六十五歳以上の者が観覧をする場合 当該観覧に係る観覧料の全額

十一 県又は県教育委員会の主催する行事の用に供するため、入場料を徴収して展示

室、会議室又は研修室（以下「展示室等」という。）の使用をする場合 当該使用に係る使用料の五十パーセントに相当する額

十二 前号の用に供するため、入場料を徴収しないで展示室等の使用をする場合 当該使用に係る使用料の全額

十三 学校教育法第一条に規定する学校が資料館の設置の目的に適合する展示室等の使用をする場合 当該使用に係る使用料の全額

十四 地方公共団体が資料館の設置の目的に適合する展示室等の使用をする場合 当該使用に係る使用料の全額

十五 県の機関が資料の複写を依頼する場合 当該複写に係る手数料の全額

十六 前各号に掲げる場合のほか、知事が特に必要と認める場合 知事が必要と認めらるる額

（減免の申請）
 第六条 前条第一号から第四号までのいずれかに該当する場合の観覧料の免除を受けようとする場合は、これらの号に規定する引率をする者は、九州歴史資料館観覧料免除申請書（様式第一号）を知事に提出しなければならない。

2 前条第五号から第十号までのいずれかに該当する場合の観覧料の免除を受けようとする場合は、これらの号に規定する者（前条第九号に該当する場合にあつては、障害者）は、これらの号に該当することを証明することができる書類を資料館の職員に提示しなければならない。

3 前条第十一号から第十四号までのいずれかに該当する場合の使用料の減免を受けようとする者は、九州歴史資料館使用料減免申請書（様式第二号）を知事に提出しなければならない。

4 前条第十五号に該当する場合の手数料の免除を受けようとする者は、九州歴史資料館複写手数料免除申請書（様式第三号）を知事に提出しなければならない。

5 前条第十六号に該当する場合の使用料又は手数料の減免を受けようとする者は、別に指示する方法により申請しなければならない。

附則

この規則は、平成二十二年七月一日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

九州歴史資料館観覧料免除申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者 住 所

団体名

代表者

印

（電話

）

九州歴史資料館観覧料の免除を受けたいので次のとおり申請
します。

観覧目的	
観覧日	年 月 日（ 曜日）
観覧者数	小学生 学年 人
	中学生 学年 人
	高校生 学年 人
	その他 人
	引率者 人
摘 要	

様式第2号 (第5条関係)

九州歴史資料館使用料減免申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者 住所

団体名

代表者

印

(電話

)

九州歴史資料館使用料の減免を受けたいので次のとおり申請
します。

使用目的	
主催者名	
入場料徴収の有無 (該当する方を で囲むこと。)	有 無
使用施設	
使用期間	年 月 日 (曜日) 時 分 年 月 日 (曜日) 時 分
理 由 (該当するものを で囲むこと。)	<p>1 県又は県教育委員会の主催する行事の用に供するため、入場料を徴収して展示室、会議室又は研修室の使用をする場合</p> <p>2 県又は県教育委員会の主催する行事の用に供するため、入場料を徴収しないで展示室、会議室又は研修室の使用をする場合</p> <p>3 学校教育法第1条に規定する学校が資料館の設置の目的に適合する展示室、会議室又は研修室の使用をする場合</p> <p>4 地方公共団体が資料館の設置の目的に適合する展示室、会議室又は研修室の使用をする場合</p>
摘 要	

様式第3号 (第5条関係)

九州歴史資料館複写手数料免除申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者 所属(住所)

氏名 印

(電話)

下記のとおり複写手数料の免除を受けたいので申請します。

記

1 複写資料の使用目的

2 複写枚数 枚

〔内訳	電子式複写	枚
	マイクロフィルムからの引き伸ばし	枚

3 摘要

告示

福岡県告示第千八十一号

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年六月三十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示（昭和三十九年四月福岡県告示第百二十号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中

アジア文化交流センター 農業総合試験場 農業大学校	九州歴史資料館		"	を
アジア文化交流センター 農業総合試験場 農業大学校	九州歴史資料館		"	を
アジア文化交流センター 農業総合試験場 農業大学校			"	に
アジア文化交流センター 農業総合試験場 農業大学校			"	に
小郡高等学校 三井高等学校 小郡養護学校	小郡警察署		"	を
九州歴史資料館 小郡高等学校 三井高等学校 小郡養護学校	小郡警察署		"	を

附則

この告示は、平成二十二年七月一日から施行する。

訓令

福岡県訓令第9号

福岡県地方行政連絡会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年六月三十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県地方行政連絡会議規程の一部を改正する訓令

福岡県地方行政連絡会議規程（昭和三十五年十月福岡県訓令第五十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一福岡地方行政連絡会議の項中「出先機関」の下に「（宗像・遠賀保健福祉環境事務所を除く。）」を加え、同表八幡地方行政連絡会議の項中「出先機関」の下に「及び宗像・遠賀保健福祉環境事務所」を加える。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

教育委員会

九州歴史資料館の利用、指定管理者の指定等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十二年六月三十日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第十号

九州歴史資料館の利用、指定管理者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

九州歴史資料館の利用、指定管理者の指定等に関する規則（昭和四十八年福岡県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第九条」を「第十三条」に改める。

第二条第二項中「九州歴史資料館長」を「九州歴史資料館長等」に改める。

第四条を次のように改める。

(利用の申込)

第四条 資料館（分館を除く。）の展示室、会議室及び研修室を利用しようとする者は、別に定める利用申込書を、事前に九州歴史資料館長に提出しなければならない。

第十一条第一項中「条例第六条第一項」を「条例第十条第一項」に改め、同条第二項中「条例第六条第一項第二号」を「条例第十条第一項第二号」に改める。

第十二条を第十五条とし、第五条から第十一条までを三条ずつ繰り下げ、第四条の次に次の三条を加える。

(利用申込みの取消又は変更)

第五条 前条の申込みをした者が、利用を中止し、又は利用内容を変更しようとするときは、直ちに九州歴史資料館長にその旨を通知しなければならない。

(利用の承認)

第六条 九州歴史資料館長は、第四条の使用申込が提出されたときは、速やかにこれを審査して使用の承認又は不承認を決定し、申込者に通知しなければならない。

(資料の複写)

第七条 資料の複写を必要とする場合は、九州歴史資料館長が別に定めるところにより、これを依頼することができる。ただし、次の各号の一に該当する場合は、九州歴史資料館長は、複写を認めないことがある。

一 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）に違反するおそれがあると認められるとき。

二 資料館の管理上支障があると認められるとき。

三 その他九州歴史資料館長が複写を不相当と認めたととき。

2 前項の複写は、九州歴史資料館に設置された複写機器により行うものとする。

別記様式中「第ニ添附列」を「第ニ添附列」に、「第六号」を「第〇号」に改める。

附則

この規則は、平成二十二年七月一日から施行する。

福岡県教育委員会訓令第四号

本 庁

福岡県教育委員会臨時職員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年六月三十日

福岡県教育委員会

出先機関

福岡県教育委員会臨時職員規程の一部を改正する訓令

福岡県教育委員会臨時職員規程（昭和四十二年十二月福岡県教育委員会訓令第四号）

の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第九条関係）

有給休暇		種類	事由	期間
特別休暇	年次休暇			
職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	事	職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	任用期間三十日につき一日（任用期間が六月を超え十月未満の場合にあつては、十日）
職員が地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	職員が地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	事	職員が地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	事	地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
職員の親族（附表の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	職員の親族（附表の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	事	職員の親族（附表の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	親族に心じこの表の附表に定める日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間

無給休暇

特別休暇		病気休暇	
<p>職員が、その養育する小学校就学の子を含むするまでの子（当該職員の配偶者の子を含む）</p>	<p>女性職員が生理日において勤務することが著しく困難である場合</p>	<p>授乳等を行う場合</p>	<p>生後一年に達しない生児を育てる女性職員が、その生児の保育のために必要と認められる</p>
<p>必要と認められる期間</p>	<p>一日二回それぞれ三十分以内の期間（通算可）</p>	<p>必要と認められる期間</p>	<p>一日二回それぞれ三十分以内の期間（通算可）</p>
<p>一〇の年において五日（その養育する小学校就学の子の始期に達するまでの子）</p>	<p>必要と認められる期間</p>	<p>必要と認められる期間</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>女性職員が産出した場合</p>	<p>六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）以内に産出する予定である女性職員が申し出た場合</p>	<p>女性職員が産出した場合</p>	<p>六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）以内に産出する予定である女性職員が申し出た場合</p>
<p>必要と認められる期間</p>	<p>出産の日までの申し出た期間（妊娠満十二週以上となる期間に限る。）</p>	<p>必要と認められる期間</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき</p>	<p>必要と認められる期間</p>	<p>職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>必要と認められる期間</p>	<p>必要と認められる期間</p>	<p>必要と認められる期間</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>
<p>必要と認められる期間</p>	<p>必要と認められる期間</p>	<p>必要と認められる期間</p>	<p>必要と認められる期間</p>

介護休暇	
<p>職員が要介護者の介護、通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>職員が要介護者の介護、通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>
<p>職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められるとき</p>	<p>職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められるとき</p>
<p>要介護者の各々が介護を必要とする一〇の継続する状態に、連続する三月の期間内において必要と認められる期間</p>	<p>要介護者の各々が介護を必要とする一〇の継続する状態に、連続する三月の期間内において必要と認められる期間</p>

備考1

年次休暇期間及び病気休暇期間の算定において、十日未満の間に再雇用された者の任用期間は、両期間を通算する（日を月に換算するに当たっては、三十日をもって一月とする。）。

備考2

この表中「要介護者」とは、次に掲げる者（口に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により二週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。

- イ 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ）。
- ロ 祖父母、孫、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者及び配偶者の子

親族		日数
配偶者	父母	

子	五日
祖父母	三日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、七日）
孫	一日
兄弟姉妹	三日
おじ又はおば	一日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、七日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	三日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、七日）
子の配偶者又は配偶者の子	一日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、五日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	一日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、三日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者及び配偶者のおじ又はおば	一日

附則

この訓令は、平成二十二年六月三十日から施行する。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第九十八号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定（昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年六月三十日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己
一 病院（八幡西区）の項中

改める。

三菱化学株式会社黒崎事業所附属病院	北九州市八幡西区東王子町十三番一号
九州厚生年金病院	岸の浦一―八一

を

九州厚生年金病院	北九州市八幡西区岸の浦一―八一
----------	-----------------

に改め、

二 老人ホームの項中

社会福祉法人同朋会特別養護老人ホーム同朋園	太宰府市大字北谷字峯ヶ浦三四七番地
-----------------------	-------------------

を

特別養護老人ホーム同朋園	太宰府市大字向佐野五一五
--------------	--------------

に